「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に関する取組について

令和４年１月２６日
公 正 取 引 委 員 会

令和３年１２月２７日，「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（内閣官房・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会。以下「転嫁円滑化施策パッケージ」という。）が取りまとめられたところ，本日，転嫁円滑化施策パッケージに関する取組として，以下の３つの取組を実施しました。公正取引委員会は，転嫁円滑化施策パッケージに関する他の取組についても，引き続き，着実に実施に移していきます。

１　「違反行為情報提供フォーム」（買いたたきなどの違反行為が疑われる親事業者に関する情報提供フォーム）の設置

下請事業者が匿名で，買いたたきなどの違反行為が疑われる親事業者に関する情報を提供できるフォームとして，「違反行為情報提供フォーム」を設置しました（別紙１）。

「違反行為情報提供フォーム」
（買いたたきなどの違反行為が疑われる親事業者に関する情報提供フォーム）

https://www.jftc.go.jp/cgi-bin/formmail/formmail.cgi?d=joho

公正取引委員会は，「違反行為情報提供フォーム」の周知徹底を図るとともに，「違反行為情報提供フォーム」を通じて下請事業者から提供された情報を積極的に活用し，転嫁円滑化施策パッケージに基づく独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する緊急調査や下請法上の定期調査における対象業種の選定，調査票の送付先の選定などを実施していきます。

問い合わせ先　公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課
電話　０３－３５８１－３３７３（直通）
ホームページ　https://www.jftc.go.jp/

２　「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正

労務費，原材料費，エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引は，下請法上の「買いたたき」に該当するおそれがあることを明確化するため，「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（平成１５年公正取引委員会事務総長通達第１８号）を改正しました（別紙２）。

公正取引委員会は，下請法違反行為の未然防止の観点から，今回改正した「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の周知徹底を図るとともに，下請法違反行為に対しては厳正に対処していきます。

３　「よくある質問コーナー（下請法）」の更新

労務費，原材料費，エネルギーコストの上昇に伴い，下請法上留意すべき点を明らかにするため，公正取引委員会のウェブサイトに掲載している「よくある質問コーナー（下請法）」（https://www.jftc.go.jp/shitauke/sitauke_qa.html）についてＱ＆Ａを追加するなどの更新を行いました（別紙３）。

別紙１

違反行為情報提供フォーム
（買いたたきなどの違反行為が疑われる親事業者に関する情報提供フォーム）

令和３年１２月２７日，内閣官房（新しい資本主義実現本部事務局），消費者庁，厚生労働省，経済産業省，国土交通省及び公正取引委員会において，「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（以下「転嫁円滑化施策パッケージ」という。）が取りまとめられ，「下請事業者が匿名で，『買いたたき』などの違反行為を行っていると疑われる親事業者に関する情報を公正取引委員会・中小企業庁に提供できるホームページの設置」を行うこととしました。

公正取引委員会・中小企業庁では，以下の情報提供フォームを通じて，買いたたきなどの違反行為をしていると疑われる親事業者に関する情報を広く受け付けております。

提供いただいた情報は，転嫁円滑化施策パッケージに基づく独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する緊急調査（公正取引委員会）や下請法上の定期調査（公正取引委員会，中小企業庁）における対象業種の選定，調査票の送付先の選定などに活用させていただきます。

なお，このフォームは違反行為を申告するものではありませんので，具体的な違反行為の事実を報告し，個別事件調査を求め，より詳細な情報提供を行うことを希望される場合は，このフォームではなく「インターネットによる申告」から申告してください。

また，提供いただいた情報について，その後の処理状況に関するお問い合わせには応じられませんので予め御了承ください。

※以下の項目に入力願います。

親事業者の正式名称【必須】	（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
親事業者の郵便番号【任意】	（　　　　　　　）（例）100-8987
親事業者の本社所在地【必須】	（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
親事業者の業種【必須】	※　下のプルダウンメニューから業種を選択してください。 農業，林業 ▼ ／ 漁業 ▼ 工業，採石業，砂利採取業 ▼ ／ 建設業 ▼ 製造業 ▼ ／ 電気・ガス・熱供給・水道業 ▼ 情報通信業 ▼ ／ 運輸業，郵便業 ▼ 卸売業，小売業 ▼ ／ 金融業，保険業 ▼ 不動産業，物品賃貸業 ▼ ／ 学術研究，専門・技術サービス業 ▼ 宿泊業，飲食サービス業 ▼ ／ 生活関連サービス業，娯楽業 ▼ 教育，学習支援業 ▼ ／ 医療，福祉 ▼ 複合サービス事業 ▼ ／ サービス業（他に分類されないもの） ▼ 公務（他に分類されるものを除く） ▼ ／ 分類不能の産業 ▼
親事業者の資本金【任意】	（　　　　　　　）万円
親事業者による	親事業者による行為について以下から選択してください。（複数

行為【必須】	回答可） □　親事業者は，労務費，原材料費，エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について，価格の交渉の場において明示的に協議することなく，従来どおりの取引価格に据え置いた。 □　親事業者は，労務費，原材料費，エネルギーコスト等のコストが上昇したため，貴社が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず，価格転嫁をしない理由を文書や電子メールなどで貴社に回答することなく，従来どおりの取引価格に据え置いた。 □　親事業者は，労務費，原材料費，エネルギーコスト等のコストの上昇によって資金繰りが厳しくなったことを理由に，支払期日までに下請代金を支払わなかった。 □　親事業者は，労務費，原材料費，エネルギーコスト等の上昇によってコストが増加したことを理由に，下請代金を減じて支払った。 □　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
その他の参考情報【任意】	※　「親事業者の業種」の欄で「分類不能の産業」を選択した場合には，具体的な業種内容を入力してください。

確認画面へ進む　　入力内容を消去する

別紙２

「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」新旧対照表

○下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（平成 15 年公正取引委員会事務総長通達第 18 号）　　　　（下線部分は改正部分）

改　正　後	現　　行
5　買いたたき (1)　（略） (2)　次のような方法で下請代金の額を定めることは，買いたたきに該当するおそれがある。 ア　多量の発注をすることを前提として下請事業者に見積りをさせ，その見積価格の単価を少量の発注しかしない場合の単価として下請代金の額を定めること。 イ　量産期間が終了し，発注数量が大幅に減少しているにもかかわらず，単価を見直すことなく，一方的に量産時の大量発注を前提とした単価で下請代金の額を定めること。 ウ　労務費，原材料価格，エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について，価格の交渉の場において明示的に協議することなく，従来どおりに取引価格を据え置くこと。 エ　労務費，原材料価格，エネルギーコスト等のコストが上昇したため，下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず，価格転嫁をしない理由を書面，電子メール等で下請事業者に回答することなく，従来どおりに取引価格を据え置くこと。 オ　一律に一定比率で単価を引き下げて下請代金の額を定めること。 カ　親事業者の予算単価のみを基準として，一方的に通常の対価より低い単価で下請代金の額を定めること。 キ　短納期発注を行う場合に，下請事業者に発生する費用増を考慮せずに通常の対価より低い下請代金の額を定めること。 ク　給付の内容に知的財産権が含まれているにもかかわらず，当該知的財産権の対価を考慮せず，一方的に通常の対価より低い下請代金の額を定めること。 ケ　合理的な理由がないにもかかわらず特定の下請事業者を差別して取り扱い，他の下請事業者より低い下請代金の額を定めること。 コ　同種の給付について，特定の地域又は顧客向けであることを理由に，通常の対価より低い単価で下請代金の額を定めること。	5　買いたたき (1)　（略） (2)　次のような方法で下請代金の額を定めることは，買いたたきに該当するおそれがある。 ア　多量の発注をすることを前提として下請事業者に見積りをさせ，その見積価格の単価を少量の発注しかしない場合の単価として下請代金の額を定めること。 イ　量産期間が終了し，発注数量が大幅に減少しているにもかかわらず，単価を見直すことなく，一方的に量産時の大量発注を前提とした単価で下請代金の額を定めること。 ウ　原材料価格や労務費等のコストが大幅に上昇したため，下請事業者が単価引上げを求めたにもかかわらず，一方的に従来どおりに単価を据え置くこと。 （新設） エ　一律に一定比率で単価を引き下げて下請代金の額を定めること。 オ　親事業者の予算単価のみを基準として，一方的に通常の対価より低い単価で下請代金の額を定めること。 カ　短納期発注を行う場合に，下請事業者に発生する費用増を考慮せずに通常の対価より低い下請代金の額を定めること。 キ　給付の内容に知的財産権が含まれているにもかかわらず，当該知的財産権の対価を考慮せず，一方的に通常の対価より低い下請代金の額を定めること。 ク　合理的な理由がないにもかかわらず特定の下請事業者を差別して取り扱い，他の下請事業者より低い下請代金の額を定めること。 ケ　同種の給付について，特定の地域又は顧客向けであることを理由に，通常の対価より低い単価で下請代金の額を定めること。

別紙３

労務費，原材料費，エネルギーコストの上昇に関する下請法Ｑ＆Ａ

Ｑ：　最低賃金の引上げや原油価格の高騰によりコストが上昇した場合，その上昇分を取引価格に反映しないことは，問題となるのか。

Ａ：　最低賃金の引上げにより労務費等のコストが上昇した場合や，原油価格の高騰に伴いエネルギーコストが上昇した場合，「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」第４の５⑵ウ及びエのような方法で下請代金の額を定めることは，買いたたきに該当するおそれがある。

（参考：下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（抄））

第４　親事業者の禁止行為

５　買いたたき

⑵　次のような方法で下請代金の額を定めることは，買いたたきに該当するおそれがある。

ウ　労務費，原材料価格，エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について，価格の交渉の場において明示的に協議することなく，従来どおりに取引価格を据え置くこと。

エ　労務費，原材料価格，エネルギーコスト等のコストが上昇したため，下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず，価格転嫁をしない理由を書面，電子メール等で下請事業者に回答することなく，従来どおりに取引価格を据え置くこと。

Ｑ：　労務費，原材料費，エネルギーコストが上昇した場合において，買いたたき以外の行為について下請法上留意すべきことはあるか。

Ａ：　例えば，労務費，原材料費，エネルギーコスト等のコストの上昇によって親事業者自らの資金繰りが厳しくなったことを理由に，あらかじめ定められた支払期日までに下請代金を支払わないことは支払遅延に該当するほか，労務費，原材料費，エネルギーコスト等のコストの上昇によって親事業者自らのコストが増加したことを理由に，あらかじめ定められた下請代金の額を減じて支払うことは減額に該当する。

なお，労務費，原材料費，エネルギーコスト等のコストが下落した場合において，下請事業者のコストが減少したことを理由に，あらかじめ定められた下請代金の額を減じて支払うことも減額に該当する。